

広島県温泉法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十二号

広島県温泉法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を

改正する規則

(広島県温泉法施行細則の一部改正)

第一条 広島県温泉法施行細則(昭和二十五年広島県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条」を「第一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、省令第一条第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 国土地理院発行二万五千分の一地形図による位置図

二 掘削孔断面計画図

三 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為の写し

第二条中「第四条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、省令第六条第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 国土地理院発行二万五千分の一地形図による位置図

二 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下「法」という。)第十八条第二項に規定する温泉成分分析(以下単に「温泉成分分析」という。)の成績書の写し

三 動力装置許可申請の場合は、動力装置設置詳細計画図及び動力装置の概要を示す資料

四 増掘許可申請の場合は、掘削孔断面計画図

五 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為の写し

第十三条を第十六条とする。

第十二条の見出しを「(登録分析機関登録廃止届出書)」に改め、同条中「第十二条」を「第十六条」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第十七号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

2 前項の届出書には、登録指令書及び登録分析機関登録票を添付しなければならない。

第十一条の見出しを「(登録分析機関登録事項変更届出書)」に改め、同条中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「別記様式第十三号」を「別記様式第十六号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十四条とする。

2 前項の届出書には、変更事項を証する書類を添付しなければならない。

第十条中「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に、「別記様式第十二号」を「別記

様式第十五号」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の見出しを「(温泉の成分、禁忌等の掲示内容届出書)」に改め、同条中「法第十四条第三項」を「省令第十一条」に、「届出」を「届出書」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第十四号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

2 前項の届出書には、温泉成分分析の成績書の写しを添付しなければならない。

第八条を削る。

第七条第一項中「別記様式第七号により」を「別記様式第十一号による温泉採取者住所氏名変更届に変更事項を証する書類を添付して」に改め、同条第二項中「別記様式第八号により」を「別記様式第十二号による温泉採取者届に次の各号に掲げる書類を添付して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新たに温泉採取者となったことを証する書類
二 届出者が法人である場合は、その定款又は寄附行為の写し
第七条第三項中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「別記様式第九号により」を「別記様式第十三号による温泉利用に係る変更・廃止届に次の各号に掲げる書類を添付して」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第十一条とする。

一 変更の届出の場合は、変更事項を証する書類
二 廃止の届出の場合は、温泉利用許可指令書

第六条中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「別記様式第六号」を「別記様式第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、省令第七条第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 温泉成分分析の成績書の写し
二 利用施設の平面図及び配管図
三 利用施設の構造を示す図面
四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為の写し
第六条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割の承認申請書)

第九条 省令第八条第一項の規定による申請書は、別記様式第九号によらなければならない。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認申請書)

第十条 省令第九条第一項の規定による申請書は、別記様式第十号によらなければならない。

第五条中「温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下「法」という。)

第九条第一項」を「法第十一条第一項」に、「別記様式第五号により、」を「別記様式第七号による」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 前項に規定する変更届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の動力装置の種類、出力等を示す資料

二 動力装置の位置を立体的に示す図面

第四条中「第三条」を「第五条」に、「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 掘削又は増掘工事の完了の届出の場合は、柱状断面図

二 動力装置工事の完了の届出の場合は、動力装置設置詳細図

第三条中「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第五条し、第二条の次に次の二条を加える。

(掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認申請書)

第三条 省令第三条第一項の規定による申請書は、別記様式第三号によらなければならない。

第四条 省令第四条第一項の規定による申請書は、別記様式第四号によらなければならない。

別記様式第一号中

「 温泉掘削許可申請書

平成 年 月 日 を

広島県知事 様

「 広島県収入証紙

ちよう付欄

温泉掘削許可申請書

平成 年 月 日 に

広島県知事 様

改め、同様式の注1(1)を次のように改める。

(1) 掘削地点を明示した公図及び500メートルの範囲内の見取図並びに25,000分の

1の地図(国土地理院発行)

別記様式第二号中

「 温泉掘削許可申請書

平成 年 月 日 を

広島県知事 様

」

温泉増設許可申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

広島県知事 様

「第9条第1項」および「第11条第1項」における「回覧表の添付」および「回覧表の添付」を次のように定める。

(1) 増設又は動力装置設置地点を明示した公図及び500メートルの範囲内の見取図並びに25,000分の1の地図（国土地理院発行）

「回覧表」中の「分析成績書」および「成分分析成績書」における。

「回覧表」第十四号中「（第12条関係）」および「（第15条関係）」並びに「第17条第1項」および「第21条第1項」における「回覧表の添付」の用語における「回覧表」を「回覧表」第十四号中「第9条第1項」における「回覧表」を指すものとする。

注 1 登録指令書及び登録分析機関登録票を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「回覧表」第十三号中「（第11条関係）」および「（第14条関係）」並びに「第16条」および「第20条」における「回覧表」を「回覧表」第十六号中「回覧表」を指すものとする。

「 登録分析機関登録申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

「 登録分析機関登録申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

広島県知事 様

「第15条第1項」および「第19条第1項」における「回覧表の添付」並びに「写し」の用語「及び登記事項証明書」における「回覧表」の用語は「第15条第4項各号」および「第19条第4項各号」における「回覧表」を指すものとする。

「回覧表」第十一号中「（第9条関係）」および「（第12条関係）」並びに「第14条第3項」および「第18条第4項」における「回覧表」の用語「書類」の用語「及び利用する温泉の成分分析成績書の写し」における「回覧表」を「回覧表」第十四号中「回覧表」を指すものとする。

「回覧表」第十号を指す。

「回覧表」第十四号中「（第7条関係）」および「（第11条関係）」並びに「第7条第3項」および「第11条第3項」における「回覧表」を「回覧表」第十三号中「回覧表」を指すものとする。

別記様式第1号中「(第7条関係)」や「(第11条関係)」及び「第7条第2項」や「第11条第2項」に於て、回覧を別記様式第11号とする。

別記様式第1号中「(第7条関係)」や「(第11条関係)」及び「第7条第1項」や「第11条第1項」に於て、回覧を別記様式第11号とする。

別記様式第1号中「(第6条関係)」や「(第8条関係)」及び

「
温泉利用許可申請書

平成 年 月 日 迄

広島県知事 様

」

「
温泉利用許可申請書

平成 年 月 日 迄

広島県知事 様

」

「第13条第1項」や「第15条第1項」に於て、回覧のほう(1)中「第13条第2項各号」や「第15条第2項各号」に於て、回覧のほう(2)中「分析成績書」や「成分分析成績書」に於て、回覧のほう(3)や(4)や(5)や(6)や(7)や(8)や(9)の次に次のように加える。

(3) 飲用の場合は、一般細菌及び大腸菌群の数並びに全有機炭素(TOC)の量の
検査結果の写し

別記様式第六号を別記様式第八号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第9号 (第9条関係)

温泉利用承継承認申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
電話番号

㊦

温泉法第16条第1項の規定により温泉利用事業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | |
|---|-------------------------|--------------|
| 許可年月日及び 許可番号 | 平成 年 月 日 第 号 昭和 | |
| 浴 用 ・ 飲 用 の 別 | | |
| 利 用 施 設 | 所在地 | |
| | 名称 | |
| 合併により消滅する 法人又は分割前の法人 | 名称及び 名 名 | |
| | 代表者氏名 主たる事務所の所在地 | |
| 合併後存続する法人 若しくは合併により 設立される法人又は 分割により当該事業 を承継する法人 | 名称及び 名 名 | |
| | 代表者氏名 主たる事務 所 所在地 | 郵便番号 電話番号 |
| 合併又は分割の 予定年月日 | 年 月 日 | |

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - (2) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第10号 (第10条関係)

温泉利用承継承認申請書

平成 年 月 日

広島県収入証紙
ちよう付欄

広島県知事 様

被相続人との続柄

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名

印

生年月日 年 月 日

電話番号

温泉法第17条第1項の規定により温泉利用事業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

| | | |
|---------------|--------------|-------|
| 許可年月日及び 番号 | 平成 年 月 日 第 号 | |
| | 昭和 | |
| 浴用・飲用 | 別の | |
| | 所在地 | |
| 利用施設 | 名称 | |
| | 氏名 | |
| 被相続人 | 住所 | |
| | 住所 | |
| 相続開始の日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

注 1 次の書類を添付すること。

- 戸籍謄本
- 相続人が2人以上ある場合は、申請者が温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する相続人として選定されたことを証する相続人全員の同意書
- 申請者が温泉法第15条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約する書面
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第15号中「(第5条関係)」や「(第7条関係)」は「第5条の」や「第7条第1項の」に代る。別記様式第16号第1項中「(第6条関係)」は「(第6条関係)」は

「次のとおり工事を完了したので、温泉法第6条第1項の規定により届け出ます。」

「次のとおり工事を完了したので、温泉法第8条第1項の規定により届け出ます。」

第1項の規定により届け出ます。

別記様式第17号中「(第3条関係)」や「(第5条関係)」は

「掘削の許可の有効期間について更新したので、温泉法第5条第2項の規定により、申請します。」

「掘削の許可の有効期間について更新したので、温泉法第5条第2項の規定により、申請します。」

別記様式第18号中「(第4条関係)」や「(第6条関係)」は

「次のとおり工事を完了したので、温泉法第6条第1項の規定により届け出ます。」

「次のとおり工事を完了したので、温泉法第8条第1項の規定により届け出ます。」

別記様式第19号中「(第3条関係)」や「(第5条関係)」は

「掘削の許可の有効期間について更新したので、温泉法第5条第2項の規定により、申請します。」

「掘削の許可の有効期間について更新したので、温泉法第5条第2項の規定により、申請します。」

別記様式第20号中「(第4条関係)」や「(第6条関係)」は

「次のとおり工事を完了したので、温泉法第6条第1項の規定により届け出ます。」

「次のとおり工事を完了したので、温泉法第8条第1項の規定により届け出ます。」

別記様式第21号中「(第3条関係)」や「(第5条関係)」は

様式第3号 (第3条関係)

掘削 承継承認申請書
温泉掘削 動力装置

平成 年 月 日

広島県収入証紙
ちよう付欄

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号



第6条第1項

温泉法

第11条第2項において準用する同法第6条第1項

掘削 事業の承継の承認
の規定により
掘削 動力装置

を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | |
|---|---------------|--------|
| 許可年月日及び 番号 | 平成 年 月 日 第 号 | |
| | 昭和 | |
| 工 事 施 行 地 | 地 目 | |
| | 地 番 | |
| 合併により消滅する法人 又は分割前の法人 | 名称及び 代表者氏名 | び 名 |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| 合併後存続する法人 若しくは合併により設立 される法人又は分割により 当該事業を承継する法人 | 名称及び 代表者氏名 | び 名 |
| | 郵便番号 | |
| 合併又は分割の 予定年月日 | 主たる所在地 | |
| | 電話番号 | |

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 2 不用の文字は消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号 (第4条関係)

掘削 承継承認申請書
温泉増掘動力装置

平成 年 月 日

広島県収入証紙
ちよう付欄

広島県知事 様

被相続人との続柄
郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
生年月日
電話番号
印

第7条第1項 温泉法 第1条第2項において準用する同法第7条第1項 の規定により 掘削 事業の承継の承認
掘増動力装置

を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | | | | |
|-----------------|----|---|---|---|---|---|
| 許可年月日及び 許可番号 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| | 昭和 | | | | | |
| 工事施行地 | 地目 | | | | | |
| | 地番 | | | | | |
| 被相続人 | 氏名 | | | | | |
| | 住所 | | | | | |
| 相続開始の | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合は、申請者が掘削等の事業を承継する相続人として選定されたことを証する相続人全員の同意書
- (3) 申請者が温泉法第4条第1項第3号及び第4号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 不用の文字は消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第八十一号(一)中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号(九)中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号(八)を同号(十)とし、同号(七)中「第二十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号(七)を同号(九)とし、同号(六)中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号(六)を同号(八)とし、同号(五)中「第二十六条」を「第三十条」に改め、同号(五)を同号(七)とし、同号(四)中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号(四)を同号(六)とし、同号(三)中「第十四条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号(三)を同号(五)とし、同号(二)中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同号(二)を同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 第十六条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認

(三) 第十七条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認

第九条第八十二号を次のように改める。

八十二 広島県温泉法施行細則(昭和二十五年広島県規則第二十一号)第十一条第三項の規定による温泉利用に係る変更及び廃止の届出の受付

第九条第八十九号中「第八十一号(三)、(五)及び(六)」を「第八十一号(五)、(七)及び(八)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

(広島県温泉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の広島県温泉法施行細則による様式でしている申請については、同条の規定による改正後の広島県温泉法施行細則の様式による申請とみなす。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

3 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一号の三を次のように改める。

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 一の三 特例条例第二 | 広島県温泉法施行細則(昭和二十五年広島県規則第二十一 |
| 条の表の第四号の三 | 号)第十一条第三項の規定による温泉利用施設管理者の申請 |
| (1)に規定する温泉法 | 事項の変更又は利用廃止の届出の受付 |

の施行に係る事務の
うち、規則に基づく
事務であつて別に規
則で定めるもの